

米国特許ニュース

トランプ大統領、新米国特許商標庁長官に、 **Irell & Manella** 法律時事務所のマネージングパートナーの アンドレイ・イアंक弁護士を指名 – 上院了承するか

服部健一
米国弁護士
2017年9月

トランプ大統領は、米国特許商標庁長官候補として、これまであまり名があがっていなかった、アンドレイ・イアंक(Andrei Iancu)弁護士を推薦すると発表した。この後に、上院の承認が得られれば新長官になる。

新長官の候補としては、これまでに、Johnson & Johnson 社の元特許部長の Johnson 弁護士(創始者の Johnson 氏とは関係がない)、又は、元 CAFC のチーフ判事であった Randall Rader 元判事が有力といわれていたが、トランプ大統領はそれほど著名でないイアंक弁護士を選定して若干驚かされている。

同弁護士は政治的活動はほとんど行っていない訴訟弁護士なので政官界では名は知られておらず、多くの特許弁護士は「Iancu という名前はどうか発音するのだろうか」と言っているくらいである。

長官人事は大統領と商務省長官とのコネクションが重要であるので、トランプ大統領がある訴訟事件で使った弁護士が彼であったために選ばれたのではないかとの意見が出ている。ホワイトハウスは、同弁護士がこれまでに米国特許商標庁、連邦地裁での訴訟弁護士と働いていたことも理由の一つに上げている。

CAFC の元チーフジャッジであったミッシェル元判事は以下のように述べている。

彼は特許訴訟を多く行っており、特許訴訟に精通しているので適任かもしれない。

しかし、Irell 法律事務所マネージング・パートナーと言っても、同事務所は数 100 人の中規模程度の事務所で巨大ではなく、米国特許商標庁のように 8000 人の審査官を含めて、1 万 3000 人の職員を有し、人材も千差万別の巨大組織をリードするためには相当勉強しなければならないだろう。

加えて、官庁組織の運営や組合い対策という独特の問題もある。その上、彼の米国特許制度に関する知識、見解は不明であり、今後、上院でこれらの点に関する質疑がなされるであろう。

しかし、彼が頭脳明晰で、猛烈に働くことは明白なのでよい長官になれると信じている。

以上のように、イアंक弁護士に関する情報は非常に少ないので、プロ特許か、アンチ特許か不明であるが、訴訟や交渉では高額の和解を獲得しているので、どちらかというところプロ特許なのであろう。

現在の米国特許業界は最高裁のいくつかの 101 条の特許主題(特許事由)に関する判決で、特許が無効にされ易くなっており、且つ前長官のミッシェル・リー長官は元グーグル社の特許弁護士であったせいか、トロール訴訟に悩む情報産業の意向を受けて 101 条関連で厳しい審査をしてきた。そのために、業界(薬品、学会)によってはことから、プロ特許への志向が強まっている。そこでイアंक弁護士は新長官になった時はどちらの方向へ動くかが焦点になっている。よって、今後の上院のヒアリングではこの点の質疑が争点になるといわれている。

ところで米国特許商標庁の長官の任用は日本と異なり、民間から登用するシステムとなっているが、これは米国がそれだけ厳格な三権分立を行っているためでもある。

日本の特許庁長官の登用は経済産業省の事務官から任用され、また、経産省の大臣や政務次官は議員である。つまり、議員内閣制のため国会と官庁は密接不可分の組織体になっている。その上、官僚組織が官庁をコントロールしているので、官庁の行政指導力は甚大である。

これに対して、米国の官庁の長は全て民間からの登用なので、民間が官庁をコントロールしているといっても良い。この点から、民間人であるイアंक新長官がどのように米国特許庁を運営していくか、興味深いといえる。

イアंक弁護士はの学歴、職歴、そして彼の代理したケース一覧が法律事務所ウェブサイトに掲載されている。それを要約した翻訳は次ページ以下参照。

参照：<http://www.irell.com/professionals-90.html>

イアック弁護士の学歴、職歴

UCLA: 航空エンジニアリング BA(学士)

UCLA: 機械工学 MS(修士)

UCLA: ロースクール

Hughes Aircraft 社勤務、連邦地裁、米国特許商標庁審判部等に弁護士として勤務
現在、Irell & Manella 法律事務所マネージング・パートナー



イアック弁護士の特許訴訟経歴

- Kite Pharma v. Sloan Kettering Institute for Cancer Research (PTAB)
現在控訴中
- MAG Aerospace Industries, Inc. v. B/E Aerospace, Inc. (C.D. Cal.)
- B/E Aerospace, Inc. v. MAG Aerospace Industries LLC (PTAB)
- Juno Therapeutics Inc. et al. v. Novartis Pharmaceuticals Corp. et al (E. D. Penn.)
- Ariosa Diagnostics, Inc. v. Sequenom, Inc. (N.D. Cal.)
- Motorola Mobility Inc. v. TiVo Inc./ TiVo Inc. v. Cisco Systems Inc. (E.D. Texas)
Motorola 社と Cisco 社は\$490 億円の支払いに同意
- TiVo v. Verizon (E.D. Texas)
- TiVo v. AT&T (E.D. Texas)
公判前に AT&T 社は TiVo 社に a minimum of \$215 億円の支払いを約束
- TiVo Inc. v. EchoStar Communications, Inc. (E.D. Texas)
- St. Jude Medical v. Access Closure, Inc. (W.D. Ark.)
- Net2Phone v. eBay and Skype (D.N.J.); eBay v. IDT and Net2Phone (W.D. Ark.)

- Peer Communications v. eBay and Skype (E.D. Texas)
- Immersion Corp. v. Sony Computer Entertainment (N.D. Cal.)
- Grayzel v. St. Jude Medical (D.N.J.)
- Edwards Lifesciences v. St. Jude Medical (C.D. Cal.)
- Xerox v. Hewlett-Packard (W.D.N.Y.)
- Michelson v. Wright Medical Technology, Inc. (C.D. Cal.)